

質問・回答書

番号	質問内容	本市回答
1	様式第2号-1及び2号-2で過去の業務実績とは過去何年前の実績が有用となりますか？ また、複数記述することで評価点の配分に変動はございますでしょうか？	年数による制限はありません。過去の業務実績数により配点変動します。同種業務>類似業務>その他の順に優先して、記載してください。
2	様式第3号で「1 所属会社と予定技術者の雇用関係を明らかにする書類(身分証明書の写し、社会保険証書の写し、給与明細書等)を添付すること。」となっていますが、いずれか一つを添付するという認識で合っていますでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	1)資源物の処理の実績(様式第2号-1)は審査の評価項目と配点より評価内容(資源ごみの処理実績)にて評価点8点とあることから、業務件数が多い方が評価されると考えます。1枚に書き込めない時は枚数を任意に増やしてよろしいでしょうか。また契約期間についての定めは無いと考えてよろしいでしょうか。	過去の業務実績数により配点変動しますが、3つを超える業務実績の記入は不要とします。
4	2)行政手続の経験(様式第2号-2)審査の評価項目と配点より評価内容(資源ごみの処理実績)の対象外と考えてよろしいでしょうか。行政手続の経験を1件、記入すればよろしいでしょうか。	評価の対象となりますので経験がある場合は、記入してください。ただし、3つを超える行政手続の経験実績の記入は不要とします。
5	様式第4号-2と見積書(様式第6号)の人件費の人員配置は合致することが必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	様式第4号-3は・用紙サイズ:A4・枚数の制限:1ページ以内とありますが動線計画を明確に図示するためにA3、1ページとしてもよろしいでしょうか。	内容説明書は、様式第4号-3の指定用紙サイズA4・1ページとしますが、補足図面等は様式第4号の添付資料として追加してください。
7	様式第5号-2は・用紙サイズ:A4(図面を用いた説明をA3で作成した場合、A4に折り込むこと)・枚数の制限:2ページ以内とありますが、A3で作成した場合も、A4と同様に1ページと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	業務委託請負契約書(案)は仮契約書とし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年西宮市条例第34号)第2条の規定による西宮市議会の議決を得た翌日から、地方自治法第234条第5項の規定に基づく本契約書になるものとすると考えてよろしいでしょうか。	当該契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の対象でないため、契約日の翌日から履行期間となります。
9	業務委託請負契約書(案)の契約保証金留保期間は上記、本契約までの留保期間と考えてよろしいでしょうか。	契約保証金留保期間は、当該契約の履行期間の最終日までとなります。
10	業務委託請負契約書(案)第2条乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。とありますが(1)～(5)の契約保証、履行保証のいずれか一つと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	業務委託請負契約書(案)には物価変動を理由とする代金額変更を定める条項(インフレ条項、スライド条項)の記述がありませんが、(案)であることから甲乙協議で採用の可能性は有るのでしょうか、ご教授ください。	業務委託請負契約書(案)には、物価変動による特約条項の記載はありませんが、第9条に基づき、必要と認める場合は、協議を行います。
12	安定した処理を行う上で、搬入量の変動が事業継続に大きく影響すると考えています。 要求水準書別紙1-1(4)に示す、契約予定数量を20%の増加した場合に対応する処理能力を求められていますが同様に、20%減少した場合については貴市の考えをご教授ください。	予定数量については、その他プラスチックの過去の搬入実績値を基に推計し、指定ごみ袋の効果、製品プラスチックの増加量13.5%および令和8年度の分別区分の見直し等を加味して算出しています。しかし、令和8年度の分別区分の見直しによるごみ発生量の増減の確定が困難であるため本契約では、単価契約としております。従って20%減少した場合が、業務委託請負契約書(案)の第9条に当たると認めた場合は、協議を行います。
13	西宮市が計画した予定数量を100%保障して頂けますか？	12番の回答のとおりです。
14	もし保障して頂けない場合、途中で不履行で辞退できますか？違約金が発生するとすればフェアでは、無いと考えられますが、貴市の考えをご教授ください。	本契約において、業務委託請負契約書(案)第23条により契約を解除した場合は、第25条により受託者が市へ損害賠償請求することが可能であり、公正・中立な条件となっています。また、第19条の違約金については、受託者の責務を担保する上で、必要な事項であると考えます。